

倉庫建替等工事監理業務 (I期)

業務隊長						
管理科長	営繕班長	電気施設	基地対策	施設管理	管	財担当者
工事 名称	倉庫建替等工事監理業務 (I期)			図面 番号	1/12	
図面 名称	表紙			仕様書番号 管-22		
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊						令和6年4月12日

特記仕様書

- 1 業務名 倉庫建替等工事監理業務（I期）
- 2 業務期間 契約日から令和7年3月31日まで
（工事予定期間：令和6年6月から令和7年3月）
- 3 業務場所 茨城県稲敷郡阿見町うずら野3-47 陸上自衛隊朝日分屯地
- 4 業務概要
本業務は陸上自衛隊朝日分屯地で実施する「倉庫建替」（既存建物解体・新築建物）の適切かつ円滑な実施の確保を目的として、事業管理業務共通仕様書（「防衛技第7385号28.4.1.以下「共通仕様書」という。」第2の3及び4に規定する工事監理業務を行うものである。
- 5 業務の実施
本業務は、事業管理業務委託契約書（以下「契約書」という。）及び共通仕様書によるほか、本特記仕様書に基づき実施しなければならない。
- 6 業務内容
 - (1) 解体建物の概要
 - ア 建物名称：27号建物
 - イ 構造規模：鉄骨造 地上1階建
 - ウ 建築面積・延べ床面積：135.49㎡/135.49㎡
 - エ 施工者：陸上自衛隊
 - オ 施工期間：令和6年6月から令和6年8月（予定）
 - (2) 新築建物の概要
 - ア 建物名称：倉庫
 - イ 構造規模：鉄骨造 地上1階建
 - ウ 建築面積・延べ床面積 312.78㎡/312.78㎡
 - エ 施工者
 - (7) 地業工事（柱状改良）：別途受注者
 - (4) 土工事、鉄筋工事、コンクリート工事：陸上自衛隊
 - オ 施工期間
 - (7) 土工事：令和6年6月から8月（予定）
 - (4) 地業工事（柱状改良）：令和6年10月から令和6年12月（予定）
 - (7) 鉄筋工事、コンクリート工事：令和7年1月から令和7年3月（予定）

- 7 管理技術者等の配置
業務の実施にあたっては、次の管理技術者及び担当技術者（以下「管理技術者等」という。）を配置しなければならない。
なお、管理技術者は、受注者が個人の場合にあつてはその者、会社その他の法人である場合にあつては当該法人に所属する者を配置するものとする。
 - (1) 管理技術者
 - ア 管理技術者は以下の資格を有し、かつ、経験のいずれかを有することとし、対象事業の設計内容を的確に把握する能力、工事監理等についての高度の技術能力を有する者とする。
 - (7) 資格
建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
 - (4) 経験
資格取得後5年以上
 - イ 管理技術者は、共通仕様書第1.3.(1)イに示すほか、工事進捗状況、関連工事との調整状況を把握及び確認するものとする。
 - ウ 管理技術者は担当技術者を兼務することができる。
 - (2) 担当技術者
 - ア 担当技術者は以下の資格を有することとし、対象事業の設計内容を的確に把握する能力、工事監理等についての技術能力を有する者とする。
 - (7) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士又は二級建築士
 - イ 担当技術者は、共通仕様書第1.3.(2)イに示すほか、業務場所において、本業務を適正に履行するものとする。
- 8 建築基準法に基づく工事監理者の選定
受注者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第11号の規定による工事監理者を定め、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第8項の規定に基づく工事監理を行う。
なお、工事監理者は、建築基準法第18条の規定に基づき提出される計画通知書又は計画変更通知書等関係書類に、代表となる工事監理者及びその他の工事監理者として指名、資格等を記入するものとする。
- 9 積算支援業務
 - (1) 数量計算書の作成
受注者は、本工事の設計成果品の貸与資料を基に、協議、打合せの上、数量計算書の作成するものとする。
 - (2) 法に基づく申請書類の整理・作成
受注者は、監督官と協議、打ち合わせの上、業務対象事業に係る関連法規の整

事業名	倉庫建替等工事監理業務（I期）	2/12
-----	-----------------	------

事業名	倉庫建替等工事監理業務（I期）	3/12
-----	-----------------	------

理を行い、必要に応じて申請書類の整理・作成を行うものとする。

(3) その他

その他、監督官と受注者との協議により、必要と認められる業務を本業務の範囲とすることができるものとする。

10 工事監理業務の内容

受注者は、共通仕様書及び本特記仕様書に規定するもののほか、次の業務を行うものとする。

(1) 報告及び打合せ

受注者は、原則として監督官に報告を行う場合には、共通仕様書付紙第1の書式により、監督官と打合せを行う場合には、共通仕様書付紙第2の書式により行うものとする。

なお、報告は、原則、管理技術者が行うものとする。緊急又はやむを得ない事情がある場合には、口頭等により行うことができるものとするが、後日、書面にて提出しなければならない。

(2) 書類の照合業務

受注者は、監督官と協議の上、工事の設計図、計算書などの書類（以下、本項において「設計図書」という。）の照合を行うものとする。

(3) 工事の契約に履行に必要な資料の作成

ア 受注者は工事の設計図書に基づく工事施工者に対する指示、協議に必要な資料作成を行い、監督官に提出するものとする。

イ 受注者は、工事施工者から提出された資料と設計図書との照合を行うものとする。

ウ 受注者は、特記仕様書で定める事案の測量、調査報告書及び工事資料などの整理を行うものとする。

エ 受注者は、次の各号に掲げる項目について現地の確認、調査又は検討に必要な資料の作成を行い、提出するものとする。

(ア) 設計図書が相互に一致しないこと。

(イ) 設計図書に誤り又は脱漏があること。

(ウ) 設計図書の表示が明確でないこと。

(エ) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(オ) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別の状態が生じたこと。

(カ) 工事を一時中止または打ち切り必要があると認められる場合

オ 受注者は、監督官と協議の上、軽微な設計変更、工事完成検査もしくは既済部分検査等に必要の測量、調査又は図書等の資料作成（工事受注者の作成するものを除く。）を行うものとする。

カ 竣工図書に関する助言

受注者は、工事施工者等が実施する竣工図書の作成に関し、必要な助言を行うものとする。

(4) 工事の施工状況の照合等業務

ア 受注者は、使用材料（支給材料等を含む。）について設計図書との照合を行うものとする。

イ 受注者は、工事受注者が設計図書に定められた品質管理試験を忠実に実行しているかを確認するものとする。

ウ 受注者は、施工状況について設計図書との照合を行うものとする。

エ 受注者は、工事施工者が行う測量、調査及び出来高調査作成時に立会い、確認を行うものとする。また、工事に係る検査に立会うものとする。

オ 工事完成後、外部から明視することができない工事又は施工の進行過程を記録写真等書類的な方法でその状況を把握することが十分でない工事等については現場に立会うものとする。

カ 受注者は、現場で照合、確認及び立会を行い設計図書に適合しない場合は、その旨を工事施工者に伝え、適合するために必要な助言を行うものとする。

キ 受注者は、入札時に工事施工者から提案された「技術提案」及び「工事全般の施工計画」又は「簡易な施工計画」に係る履行状況について、現場で適合、確認及び立会を行うものとする。

(5) 工程管理業務

ア 受注者は、工事の進捗状況を把握し、工事が遅延するおそれがある場合には、遅延なく監督官に報告しなければならない。

イ 受注者は、監督官と協議の上、関連する2以上の工事における工程などの調整に必要な資料を作成するものとする。

ウ 業務上、必要と認められる諸事項について協議するため、部隊、受注者、施工者による定例（基本月4回の開催、月により増減あり）の工程会議に出席し、発注者報告すること。

(6) 施工体制の点検補助

(7) その他

ア 受注者は、監督官から指示を受けた場合を除き、工事施工者に対する指示、承諾を行ってはならない。

イ 受注者は、工事の施工によって生じた発生材については、工事施工者の提出する発生材調査を現場と照合する。

ウ 受注者は、関係官公署、部隊等又は周辺住民との協議、調整に必要な測量、調査、資料の作成及び立会を行うものとする。

エ その他本業務を履行する上で必要な事項については、監督官と協議するものとする。

事業名	倉庫建替等工事監理業務（I期）	4 / 12
-----	-----------------	--------

事業名	倉庫建替等工事監理業務（I期）	5 / 12
-----	-----------------	--------

11 その他

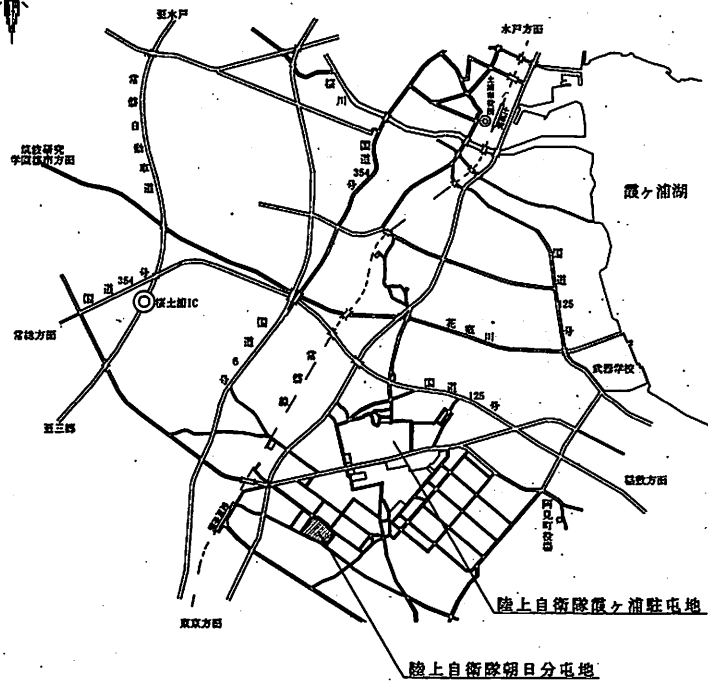
(1) 業務関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出について万全を期すために、悪意のあるコードから保護する必要があることから、ウイルス対策ソフトを常に最新の状態に維持すること、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコンを用いるなどの対策を講じるものとする。

なお、業務関係書類とは、契約図書のほか、管理技術者等通知書等の本店等で作成する書類の一切を含むものとする。

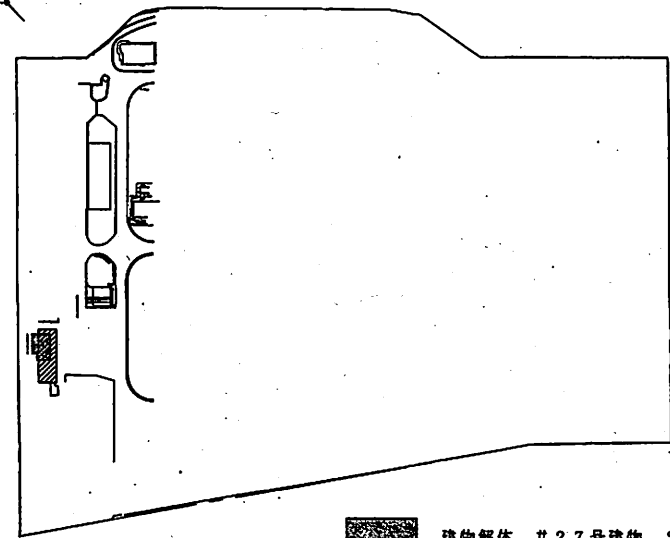
(2) 本業務の実施に当たって必要となる図書は、受注者が準備するものとする。ただし、発注者が作成し市販されていないものについては、発注者が貸与するものとする。



(3) 監督官が貸与した設計図書等は、第三者に対して貸与、複写又は閲覧させてはならない。ただし、その必要が生じた場合は、監督官の承諾を得るものとする。また、貸与された設計図書等については、業務完了後、速やかに返却しなければならない。

(4) 受注者は、業務場所の自衛隊基地等が定める諸規定に従うものとする。



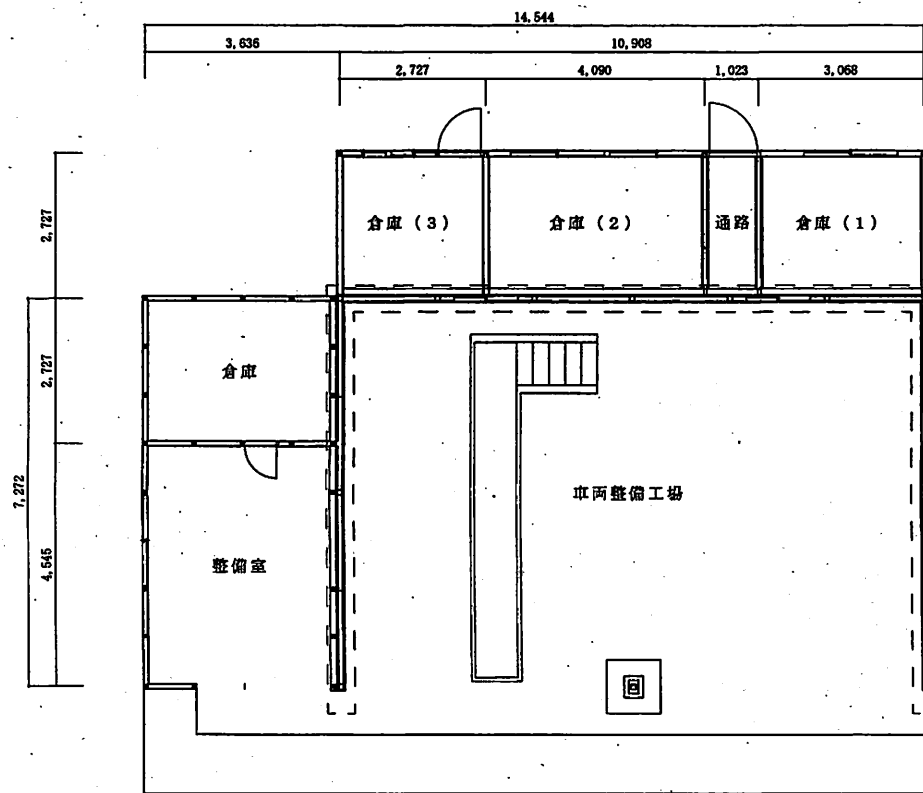
案内図 S=1:X



-  建物解体 #27号建物 S-1 135㎡
-  新築建物(基礎構築) S-1 313㎡

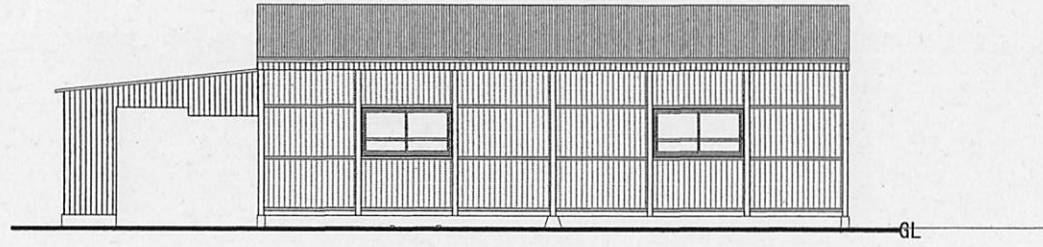
配置図 S=1:3,000

工事名称	倉庫建替等工事管理業務 (I期)	図面番号	8/12
図面名称	案内図・配置図	箱尺	
		図示	
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊			令和6年4月12日

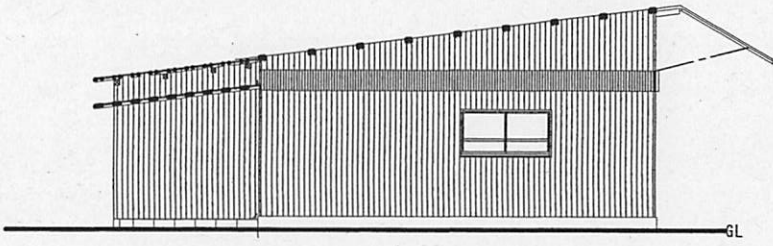


平面図

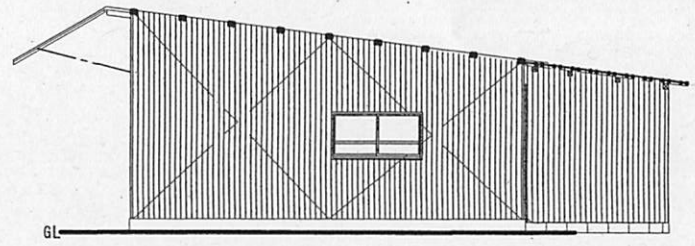
工事名称	倉庫建替等工事監理業務 (I期)	図面番号	9/12
図面名称	解体建物平面図 (27号建物)	縮尺	
		1/100	
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊			令和6年4月12日



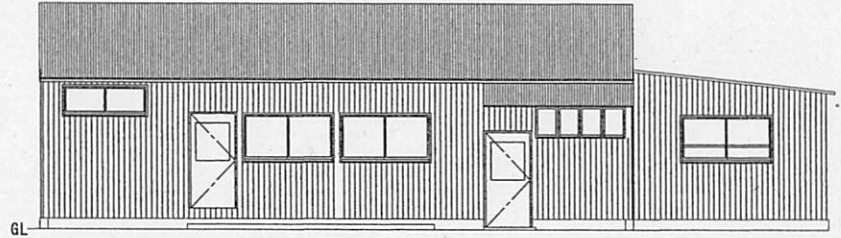
東側立面図



南側立面図



北側立面図

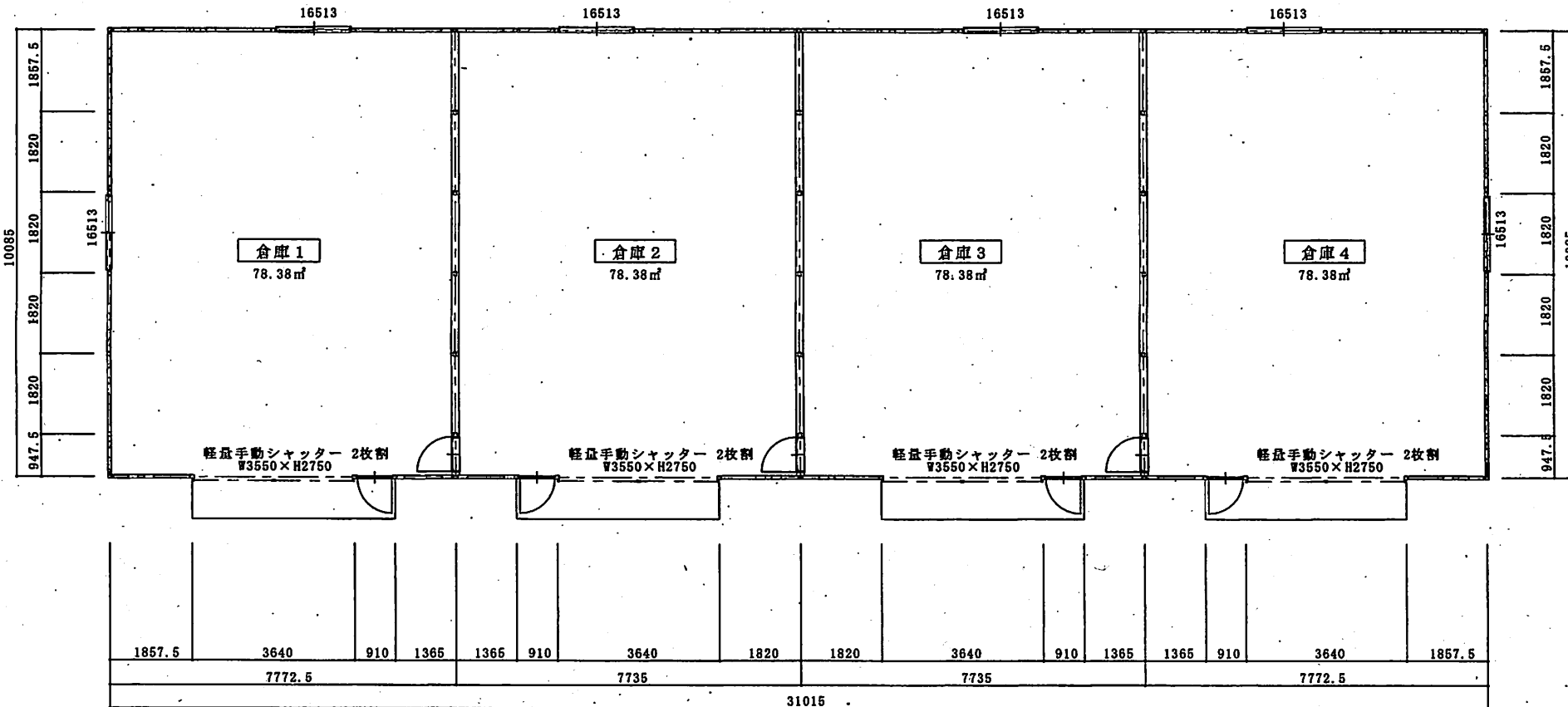


西側立面図

工 事 名 称	倉庫建替等工事監理業務 (1期)	図 面 番 号	10/12
図 面 名 称	解体建物立面図 (27号建物)	縮 尺	1/100
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊		令和6年4月12日	

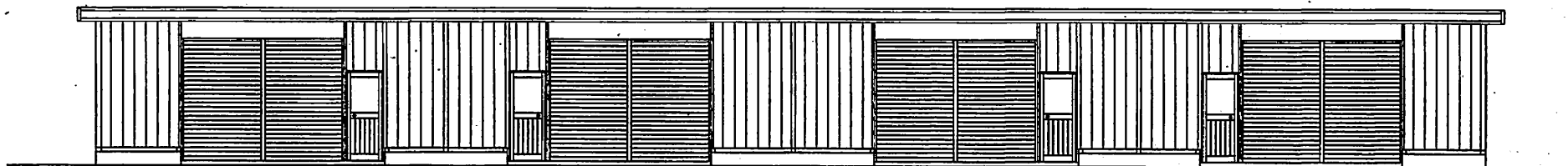


31015																			
7772.5					7735					7735					7772.5				
1857.5	1820	1820	910	1365	1365	910	1820	1820	1820	1820	1820	1820	910	1365	1365	910	1820	1820	1857.5

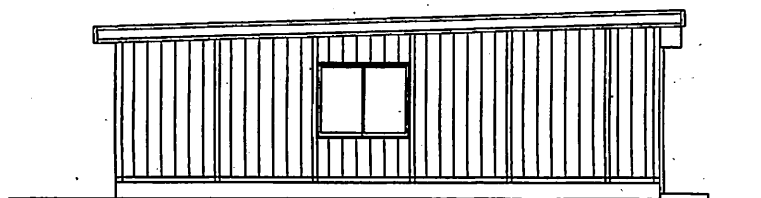


平面図

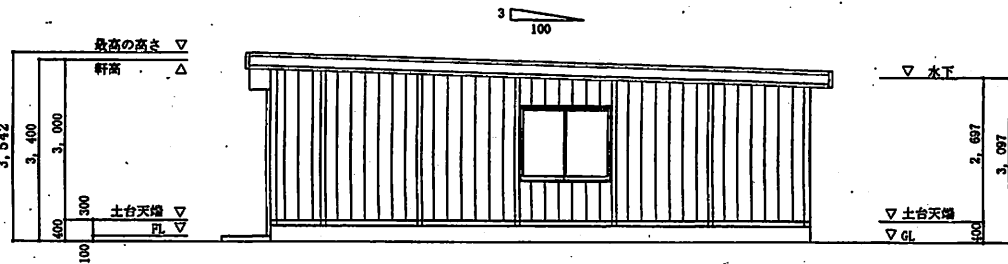
工事名称	倉庫建替等工事監理業務 (I期)	図面番号	11/12
図面名称	新築建物平面図	縮尺	1/100
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊		令和6年4月12日	



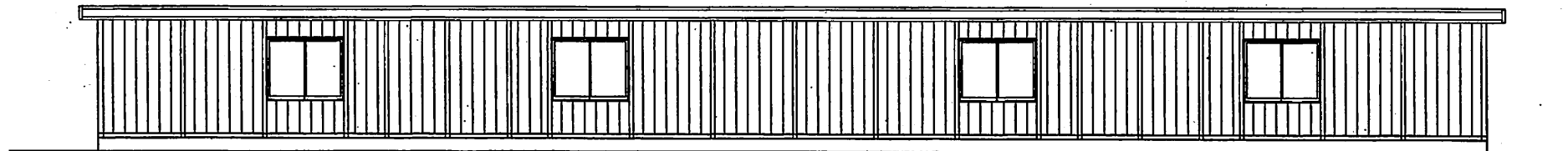
東側立面図



南側立面図



北側立面図



西側立面図

工事名称	倉庫建替等工事管理業務 (I期)	図面番号	12 / 12
図面名称	新築建物立面図	縮尺	1 / 100
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊			令和6年4月12日